

奈良県告示第百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、忍海土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年六月二十七日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	仲田 智彦	葛城市忍海三六四
〃	瀬戸 一雅	〃 二九九―一
〃	大仲 慎也	〃 二七四―二
〃	仲田 勝昭	〃 三〇九
〃	羽端 実	〃 六九―一
監事	山本 義彦	〃 四一二
〃	福岡 敏彦	〃 二九四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	仲田 智彦	葛城市忍海三六四
〃	瀬戸 一雅	〃 二九九―一
〃	大仲 慎也	〃 二七四―二
〃	羽端 実	〃 六九―一
〃	南 勝紀	〃 三〇八
監事	山本 義彦	〃 四一二
〃	福岡 敏彦	〃 二九四